

## 特定事業所加算の算定基準について

このことについて、令和6年度報酬改正による当市の考え方を下記の通りとしましたので、令和6年度からの運用につきまして、遺漏なきようお願いいたします。

### 記

(要件8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

※主な変更点

地域包括支援センター等が実施する事例検討会(自立支援型地域ケア会議など)の参加のみでは不可。必ず上記の要件に挙げている高齢者以外の対象者の支援に関する事例検討会、研修が必要。

(要件12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

※次のいずれかに該当すること。

- ・2法人以上の居宅介護支援事業所で研修会を共同企画して実施。
- ・「筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会」のまとめ役員、企画役員。

※主な変更点…「筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会」の企画役員を追加した。

筑紫野市 高齢者支援課 指定指導担当  
TEL 092-923-1111 (内線 453)